

## 船舶事故調査報告書

令和3年12月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 衝突  |
| 発生日時  | 令和3年6月22日 00時30分ごろ  |
| 発生場所  | 香川県高松市長崎ノ鼻北北西方沖<br>庵治漁港一文字防波堤北灯台から真方位279° 1.66海里付近<br>(概位 北緯34° 23.5′ 東経134° 05.4′)   |
| 事故の概要   | 漁船修栄丸は、えい網しながら東北東進中、また、漁船天星丸は南南西進中、両船が衝突した。<br>修栄丸は、船長が負傷し、左舷中央部外板に破口を生じ、また、天星丸は、船長が負傷し、船首部外板に破口を生じた。   |
| 事故調査の経過   | 令和3年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 漁船 修栄丸、4.9トン<br>KA3-28115（漁船登録番号）、個人所有<br>12.41m (Lr) × 3.74m × 0.89m、FRP<br>ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、平成4年12月9日<br>B 漁船 天星丸、4.9トン<br>KA3-21225（漁船登録番号）、個人所有<br>11.30m (Lr) × 2.75m × 0.80m、FRP<br>ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和53年3月30日 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長A 52歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和62年10月21日<br>免許証交付日 平成29年8月7日<br>(令和4年10月20日まで有効)<br>B 船長B 74歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和51年3月19日<br>免許証交付日 令和3年1月25日<br>(令和8年7月4日まで有効)                               |

|       |  |
|-------|--|
| 死傷者等  | A 軽傷 1人（船長A）<br>B 軽傷 1人（船長B）   |
| 損傷    | A 左舷中央部外板に破口<br>B 船首部外板に破口   |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約1.5m/s、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期   |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、小型機船底引き網漁の目的で、令和3年6月21日19時00分ごろ、法定灯火を表示して、高松市高松漁港を出港し、高松市女木島南方沖でその日3回目の操業を開始した。</p> <p>A船は、船長Aが、0.75Mレンジとしたレーダーを作動させ、女木島南東方沖から長崎ノ鼻北北西方沖に向け、えい網しながら約2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵で東北東進していた。</p> <p>A船は、船長Aが、長崎ノ鼻北西沖で、レーダーで左舷方に他船を認めたと、ふだんから操業中のA船を他船が避けていたので、同様に避けてくれると思いえい網を続けた。</p> <p>A船は、船長Aが、長崎ノ鼻北北西方沖で、揚網の準備のために後部甲板で作業を行っていたところ、左舷方にB船の船体及び灯火を視認し、汽笛の短音数回を鳴らした後、船尾に避難したが、22日00時30分ごろ、A船の左舷中央部にB船の船首部が衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃で頸椎、胸椎、左肋骨、腰椎に打撲傷を負い、落水したが、泳いでB船の右舷船尾の防舷材に掴まっていたところ、船長BによってB船に引き揚げられた。</p> <p>A船は、左舷中央部外板の水面下に破口が生じ浸水があったので、B船に横抱きにされた後、船長Aの親族の漁船によりえい航されて高松漁港に帰港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、小型機船底引き網漁を行う目的で、21日16時00分ごろ、高松市庵治漁港を出航し、大島の西方沖から北東方沖で2回の操業を行った。</p> <p>B船は、船長Bが、漁場を移動することとし、法定灯火を表示して、大島北東方沖から長崎ノ鼻西方沖の漁場に向け発進し、大島北西方沖で、自動操舵で針路を長崎ノ鼻西方沖に向け、自動操舵で、約6knの速力で南南西進した。</p> <p>B船は、船長Bが、大島西方沖で、網の補修を思い立ち、後部甲板上で、中腰になって下を向いて作業を行っていたところ、長崎ノ鼻北北西沖で、A船の汽笛の短音を聞いて立ち上がり、船首方至近にA船を視認し直ちに機関を中立にしたが、B船の船首部がA船の左舷中央部に衝突した。</p> <p>船長Bは、船橋左舷後部の操舵輪で身体を打ち、顔面挫創及び胸部</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>挫創を負った。</p> <p>船長Bは、落水した船長AをB船に引き揚げた後、海上保安庁に本事故発生を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>   |
| その他の事項  | <p>船長Aは、レーダーで左舷方に認めた他船はB船だったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近は、いつもは操業を行っている船長と同じ漁業協同組合(以下「所属漁協」という。)の漁船が出漁していなかったことや旅客船等が航行する時間帯ではなかったため、前路に他船はいないと思っていた。</p> <p>船長Aは、固定式ベストタイプの救命胴衣を着用していたが、船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>   |
| <b>分析</b><br>乗組員等の関与<br>船体・機関等の関与<br>気象・海象等の関与<br>判明した事項の解析 | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、長崎ノ鼻北北西方沖をえい網しながら東北東進中、船長Aが、他船が操業中のA船を避けてくれるものと思い、船尾甲板で揚網の準備を行いながら航行を続けたことから、左舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船が漁ろうに従事している船舶であり、ふだんから、他船がA船を避けていたことから、本事故時においても、他船がA船を避けてくれるものと思い、船尾甲板で揚網の準備を行っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、大島北西方沖を南南西進中、船長Bが、前路に他船がいらないと思い、船尾甲板上で網の補修作業を行いながら航行を続けたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近は、いつも操業を行っている所属漁協の漁船が出漁していなかったことや旅客船等が航行する時間帯ではなかったことから、前路に他船はいないと思っていたものと考えられる。</p> |
| <b>原因</b>   | <p>本事故は、夜間、長崎ノ鼻北北西方沖において、A船がえい網しながら東北東進中、B船が南南西進中、船長Aが、他船が操業中のA船を避けてくれるものと思い、船尾甲板で揚網の準備を行いながら航行を続け、また、船長Bが、前路に他船はいないと思い、船尾甲板上で網の補修作業を行いながら航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| <b>再発防止策</b>  | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、操業している際も、他船は自船を避けてくれるものと思うことなく、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 船長は、航行中は、操船に専念し、甲板上での作業は、停船して周囲の見張りを適切に行ってから行うこと。</li><li>・ 小型船の船長は、曝露<sup>ばくろ</sup>甲板上では、常時、救命胴衣を着用すること。</li></ul> |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

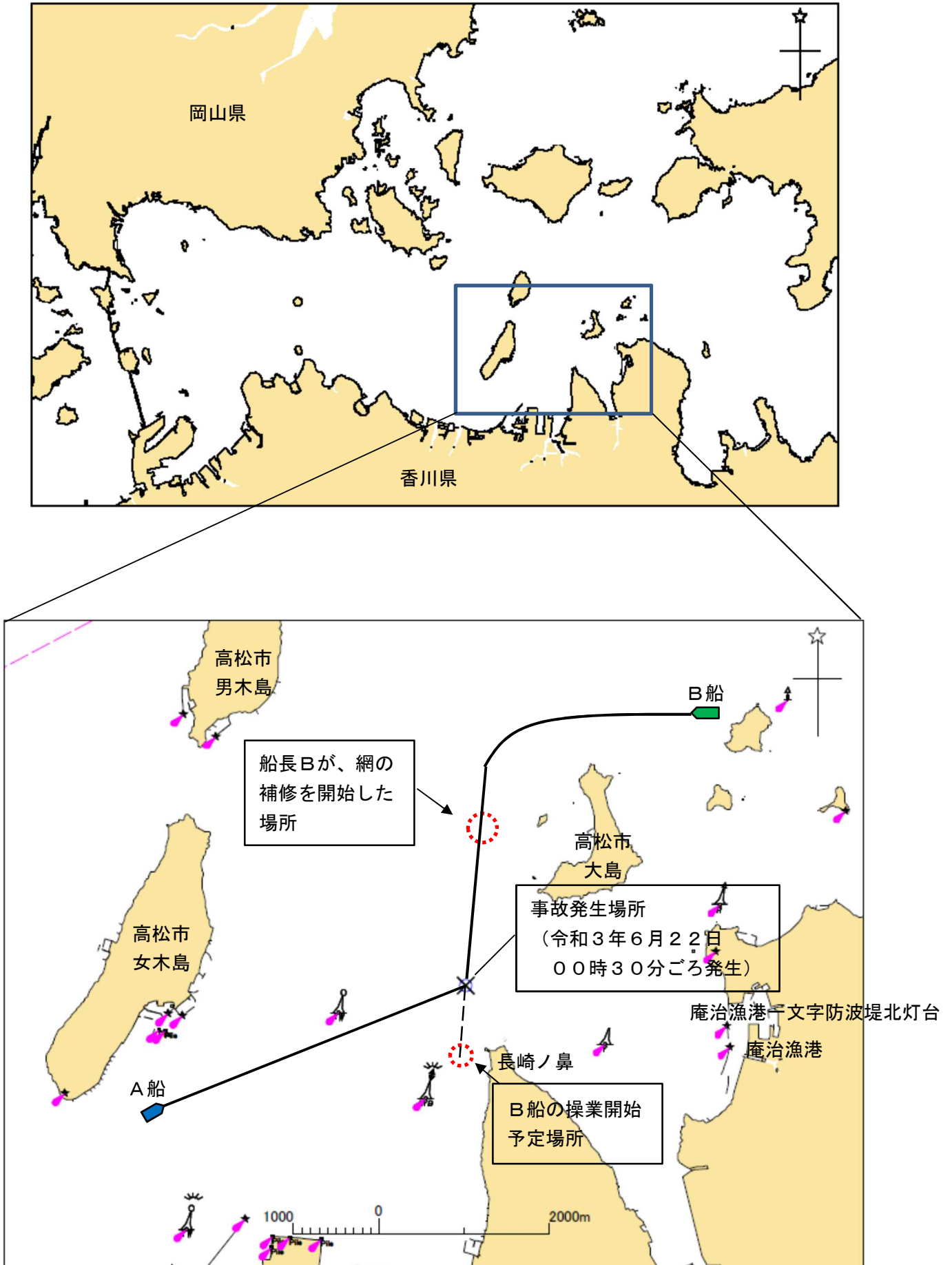


写真1 A船



写真2 B船

